

平成30年2月2日

職員の懲戒処分の公表について

下記のとおり懲戒処分を行いましたので、上天草市懲戒処分の公表に関する基準に基づき公表します。

記

1 被処分者の所属、職名、年齢及び処分の内容

所属	職名	年齢	処分の内容
水道局	参事	34	停職6月（当事者：虚偽の報告、不適正な業務執行、コンピュータ等の不適正利用）
水道局	主事	23	減給1/10（6月）（当事者：虚偽の報告、不適正な業務執行、公金処理不適正）
水道局	局長	56	減給1/10（1月）（指導監督不適正）
水道局	次長	47	戒告（指導監督不適正）
水道局	係長	42	戒告（指導監督不適正）

2 非違行為の概要

水道局参事が業務を怠り、怠った業務に関する証拠等を隠蔽する目的で、意図的に交渉の記録を消去し、上司に対し虚偽の報告を行い、さらに虚偽の報告内容を隠すため、虚偽の報告を重ねた上、報告内容を正当化する目的で、意図的に総合行政システムの水道収納データに虚偽のデータを登録し、削除する等改ざんをして、虚偽の報告、不適正な業務執行及びコンピュータ等の不適正利用を行ったもの。

また、水道局主事が支払及び精算事務を怠り、決裁行為を行わずに支払いを行い、上司等職員の印鑑を無断で使用して伝票等の決裁欄に押印し、支払伝票等一部の経理書類を無断で廃棄を行っていたこと、さらに水道局の公印を無断で押印し、押印した文書を外部に送付して、虚偽の報告、不適正な業務執行及び公金処理不適正を行ったもの。

これらの行為は、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であり、地方公務員法第33条に規定する信用失墜行為に該当する。

3 処分年月日 平成30年2月2日

(連絡先)

総務企画部 総務課

担当：山下課長、佐藤課長補佐、

川本係長

電話：0964-26-5527